

平成29年度 西伊豆町教育委員会第9回定例会

- 1 開催日 平成30年1月17日(水) 13:30~14:00
- 2 場所 福祉センター2F 大会議室
- 3 出席者 清野裕章教育長・山本久美子委員(職務代理)・鈴木秀輝委員
・渡邊美成委員・藤井繭子委員
[事務局 高木光一・山本諭]
- 欠席者
- 4 傍聴者 なし

教 育 長：ただ今の出席者は5名です。過半数に達していますので、ただ今から平成29年度第9回の定例会を開催いたします。まず、「議事録の承認について」ですが、平成29年12月13日開催の第8回定例会の議事録については、職務代理の山本久美子委員と鈴木秀輝委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

(委員：全員異議なし)

教 育 長：次の議事録署名委員ですが、渡邊美成委員をお願いします。

(渡邊委員：了解)

教 育 長：それでは、第14号議案の「西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

高 木：それでは、第14号議案をご覧くださいと思います。「西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程について」ですが、議案の提案理由に記載のとおり、育児・介護関連休暇等の県の条例、規則等の改正があったことと、賀茂地区統一様式の見直しを行ったことにより、西伊豆町立学校処務規程の一部を改正したいというものであります。改正の内容につきましては、担当の山本係長から説明をさせていただきます。

山 本：既にお配りしてあります資料をご覧ください。西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程については、介護関係の県の条例、規則等の改正があったことによつて、若干文言を変えたりというものの改正です。それから、賀茂地区の教育委員会法務担当者会議で処務規程や事務関係の要領等を賀茂地区統一のものとするを昨年実施しまして、今現在賀茂地区において同じものを使っています。これを1年実施してきました不具合等がある部分について12月中の会議で見直しまして、それによつて指摘を受けた分を今回の改正する規程という形に変更したいというものです。様式の方から説明します。1枚めくったところの休暇等の承認申請ですが、こちらはかなり細々と書いてあります。元々このような様式が昨年度に統一様式として制定させていただきましたが、この中の表の一部として細かい部分なので省かせていただきますが、河津町や松崎町から使ってみて不具合があったということで一部文言の訂正があります。これについては教職員の方たちが休暇等を承認する際に使う様式になっています。実際に使ってみ

たというところから一部修正が加わっております。続きまして、次のページになります。こちらもほぼ同じになりますが、こちらは様式第45号になります。同じく先生方が休暇を取るための書類になっておりまして、様式第45号が校長先生が休暇を取る場合に教育長に決裁を取るもの、今回の様式第45号は教職員の方が学校長なり教頭なりに休暇を取る時に使っているものです。44号と45号の違いは左側に決裁欄が教育長と45号は校長まで、このあたりの違いになっておりまして、修正内容は44号、45号とも同じ部分になっております。続きまして、介護休暇承認申請書のページになります。こちら冒頭でありましたとおり、県の条例や規則等の改正があつて実際ここ1年使ってきて養護教諭の先生方からの指摘がありまして、様式の変更を行うものです。表面と裏面が一体になったものになっています。実際に養護教諭の先生方から指摘があつた訳ですが、実際使うには介護休暇を取る先生方が申請をする場合ということです。ただ、殆ど使うケースは無かつたのではないかと思います。ほんとの一部の先生方が使つたということのようです。続いてのページになります。こちらは様式第55号の次に次の様式を加えるということで、今までは無かつた様式になります。これも同じく介護時間の承認申請簿という形になっておりまして、やはりこれは条例、規則等の改正がありまして必要となつた様式になっております。こちら表面裏面が一体となつた様式となっております。これらも実際はまた使いながら我々法規担当者が集まって、年に2回から3回会議を行いながら、また修正を加えて、またもしかしたら1年後に何らかの様式の修正などがあるかと思いますが、今年度については今回あげたものが変更の対象となつたものです。その他にほんの少しの改正ですが、1ページ目に戻っていただきまして、様式の前のページに文言の変更を加える部分がありますが、様式第36号であれば年休と言う文言、それから有休という文言、意味は年次有給休暇ということで同じなんです。学校現場では年休、それから役所関係では年休と呼んでいる訳ですが、このあたりが混在しているというところでしたので、こちらの様式には年休と有休と両方を並べて描くような様式に変えさせていただいたと、ほんとの僅かな修正なんです。他の文言の変更についてもこのような形で変更をさせていただきたいものです。以上になります。

教育長：細かなどこがどうつてなことは指摘しづらいですが、ただ今大雑把に説明していただいた通りとなりますが、何かご意見はございますか。

事務局長：本来であれば旧様式があつて比較できれば良かったんですが、旧様式がなく非常に分かりにくいかと思うのですが、非常に細かいところまで訂正があるということで、全国的に様式をつくり変えたということでお考えいただければと思います。

渡邊委員：現場の先生方から指摘があつたということですか。

山本係長：そうです。介護関係の県条例、規則の改正プラスの現場からの声がありまして、このように改正していただいた方が現場としては使いやすいという

ことで、今回の改正になりました。

鈴木委員：時数の計算とかは変わっていないでしょう。

山本係長：それは変わっていないです。表の本当の一部が変わっているだけなんです。

事務局長：具体的な訂正箇所の例は。

山本係長：例えば、様式第44号で言いますと、表の中の上から2行目、左から5つ目の四角の枠に理由※1、その下括弧してA、Bとありますが、これが実はA、B、Cともう一つあって、この説明が下の※1のところに書いてあるわけですね。A、Bに元々Cがあったと、ここのCには、夏休み等のお盆等の行事があった場合は、Cに丸をするようになってましたが、それは必要ないだろうということで、Cを削除したと、ですので新しい様式はA、Bだけになっている。それから、今のA、Bという欄の2つ右側の四角の枠に続き柄の下に、今回このような文言が加わったと、今までは手書きで書くようになっていたんですけど、元々小さな表で書きづらいということもあるんですが、書いてあるところに丸をする程度でわかるような形で初めから様式に入れたというような形になっています。このように非常に細かい部分なんですけど、学校現場ではこのような方が使いやすいというところから今回の改正を求められたものです。

教 育 長：今までやってきた中で不都合があるから改正に至った訳で、これもまた実際に使ってみると不都合が生じてくる可能性もあるわけですね。

山本係長：そのとおりです。

教 育 長：今回の改正について他にご意見はありませんか。それでは、他にないようですので、第14号議案について、賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第14号議案については可決されました。以上で本日の議事案件は終了いたしました。それでは平成29年度第9回の定例会を終了します。皆様お疲れ様でした。